

日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子
炉設置変更許可申請（原子炉施設の変更）の
概要について

平成21年8月
原子力安全・保安院

1. 申請の概要

(1) 申請者

日本原子力発電株式会社 取締役社長 森本 浩志

(2) 発電所名及び所在地

東海第二発電所

茨城県那珂郡東海村大字白方 1 番の 1

(3) 原子炉の型式及び熱出力

東海第二発電所

型 式 濃縮ウラン, 軽水減速, 軽水冷却型（沸騰水型）

熱出力 3,293MW（電気出力 約 1,100MW）

(4) 申請年月日

平成 20 年 12 月 24 日（平成 21 年 7 月 24 日一部補正）

(5) 変更項目

固体廃棄物作業建屋を設置し、以下を行う。

- a. 固体廃棄物を詰めたドラム缶を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための作業エリアとして「廃棄体搬出作業エリア」を設け、当該ドラム缶を検査及び搬出までの間、貯蔵保管する。
- b. 不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第 6 級水加熱器等の仕分け、切断を行う作業エリアとして「仕分け・切断作業エリア」を設ける。仕分け、切断した第 6 級水加熱器等は、不燃性雑固体廃棄物として処理する。

上記エリアの他に、本建屋に資機材を保管する「機器・予備品エリア」等を設ける。

本建屋は、東海発電所と共に用する。

上記変更に伴い、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、固体廃棄物の廃棄設備の記載を最新の記載に合わせる。

(6) 工事計画

固体廃棄物作業建屋設置に伴う工事の計画を第1図に示す。

(7) 変更の工事に要する資金の額及び調達計画

固体廃棄物作業建屋設置工事に要する資金は約55億円である。

本工事に要する資金は、自己資金及び借入金により調達する計画である。

2. 変更の概要

現在、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するドラム缶の検査及び搬出作業を行うエリアは、固体廃棄物貯蔵庫に設けているが、今後の固体廃棄物貯蔵庫における貯蔵保管量の増加に伴い、本作業エリアの確保に影響を与えることが考えられるため、別途専用の作業エリアを確保する必要がある。

また、現在、不燃性雑固体廃棄物を雑固体減容処理設備で溶融・焼却するための仕分け、切断に時間を要しており、効率的に仕分け、切断を行える作業エリアを確保する必要がある。さらに、給水加熱器保管庫に貯蔵保管された第6給水加熱器等の仕分け、切断を行える作業エリアを確保する必要がある。

このため、東海発電所と共に固体廃棄物作業建屋を設置する。なお、固体廃棄物作業建屋は、固体廃棄物を詰めたドラム缶を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵保管を行う「廃棄体搬出作業エリア」、不燃性雑固体廃棄物及び第6給水加熱器等の仕分け、切断作業を行う「仕分け・切断作業エリア」、固体廃棄物や資機材の搬出入を行う「搬出入エリア」及び資機材の保管を行う「機器・予備品エリア」等で構成され

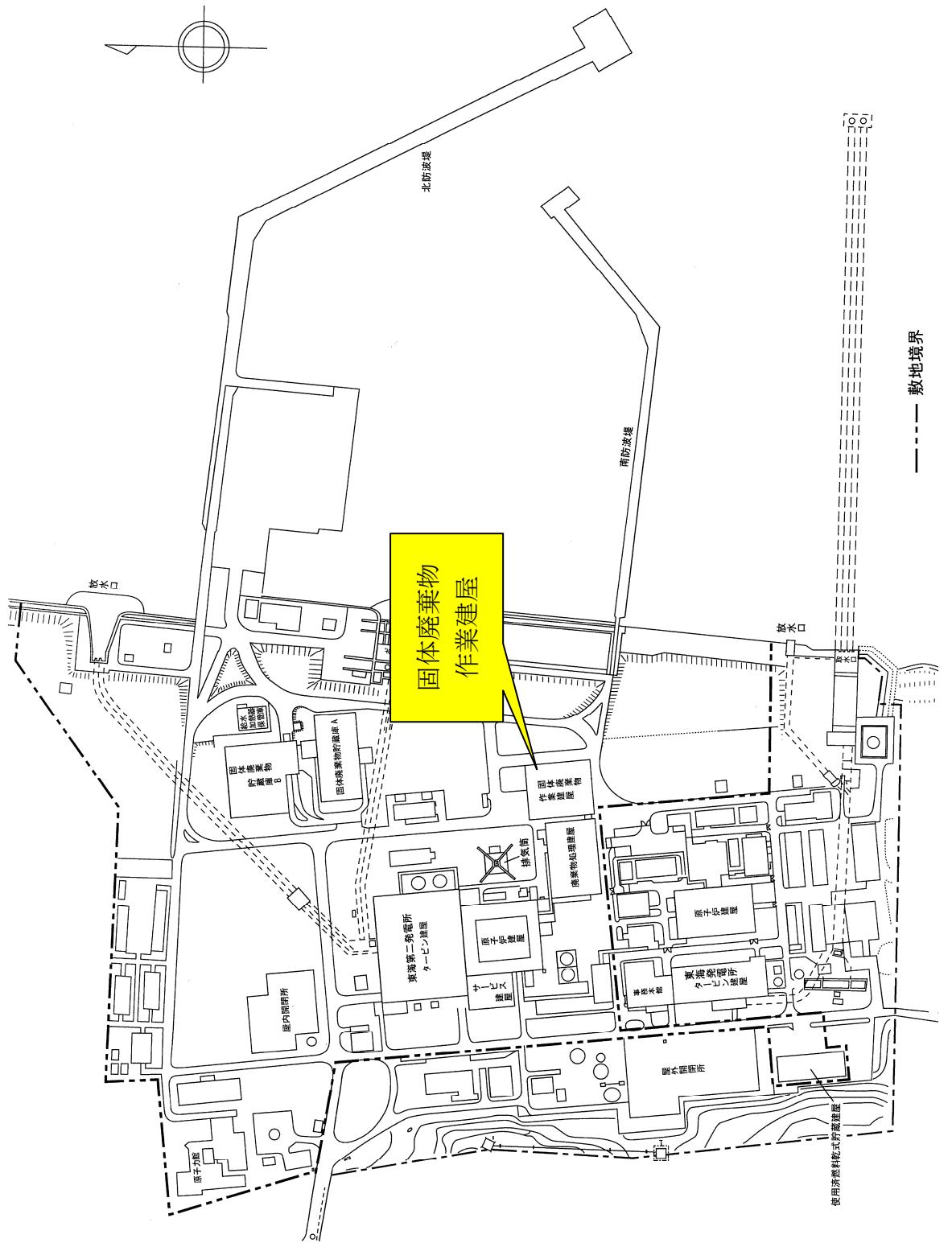
る。

変更後の発電所一般配置図を第 2 図に、 固体廃棄物作業建屋平面図及び断面図を第 3 図及び第 4 図に、 固体廃棄物処理系統概要図を第 5 図に示す。

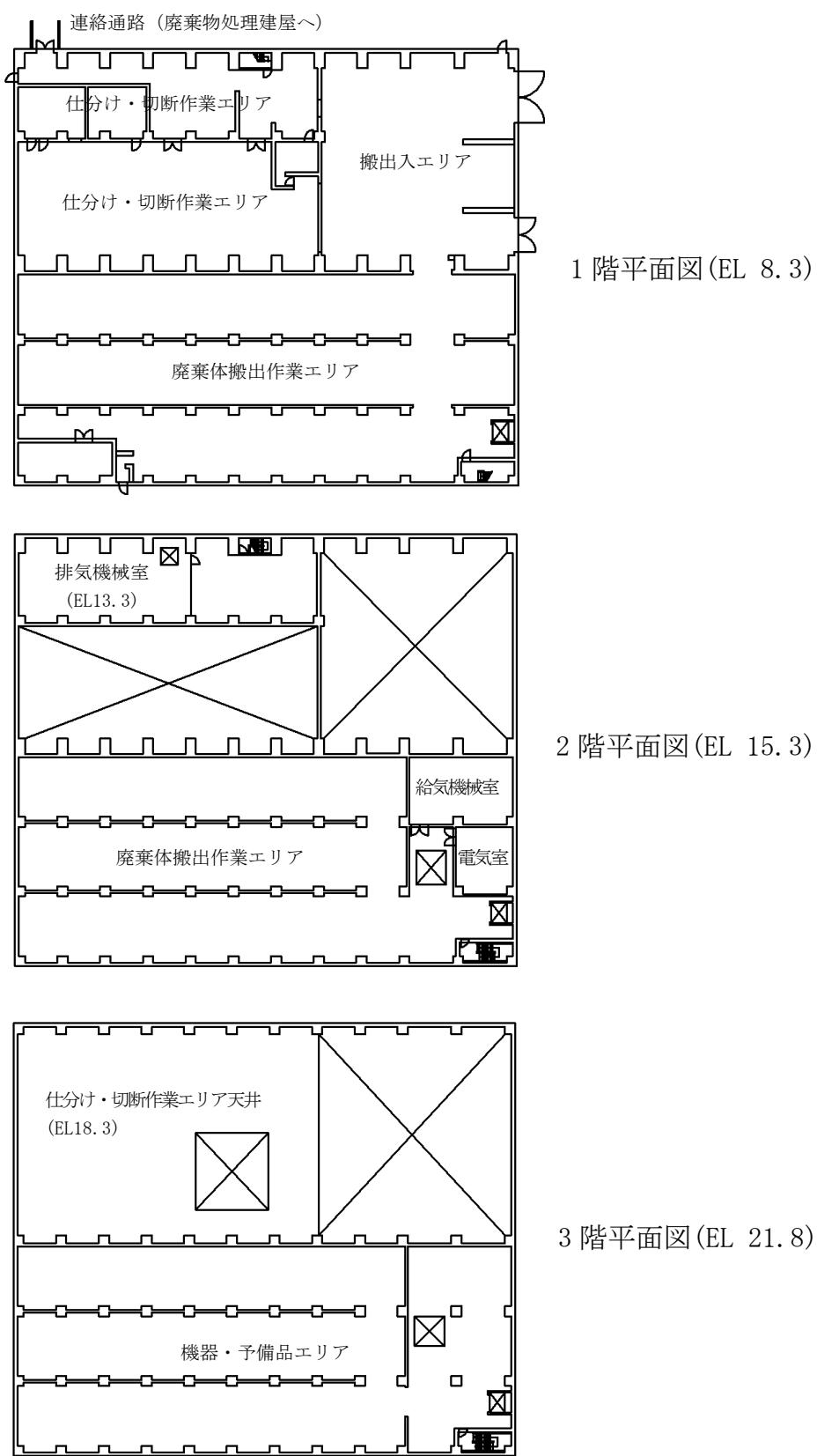
項目	年度												年度												年度											
	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度					
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
固体廃棄物																																				
作業建屋																																				
設置工事																																				

工事の開始：基礎掘削開始日

第1図 工事計画



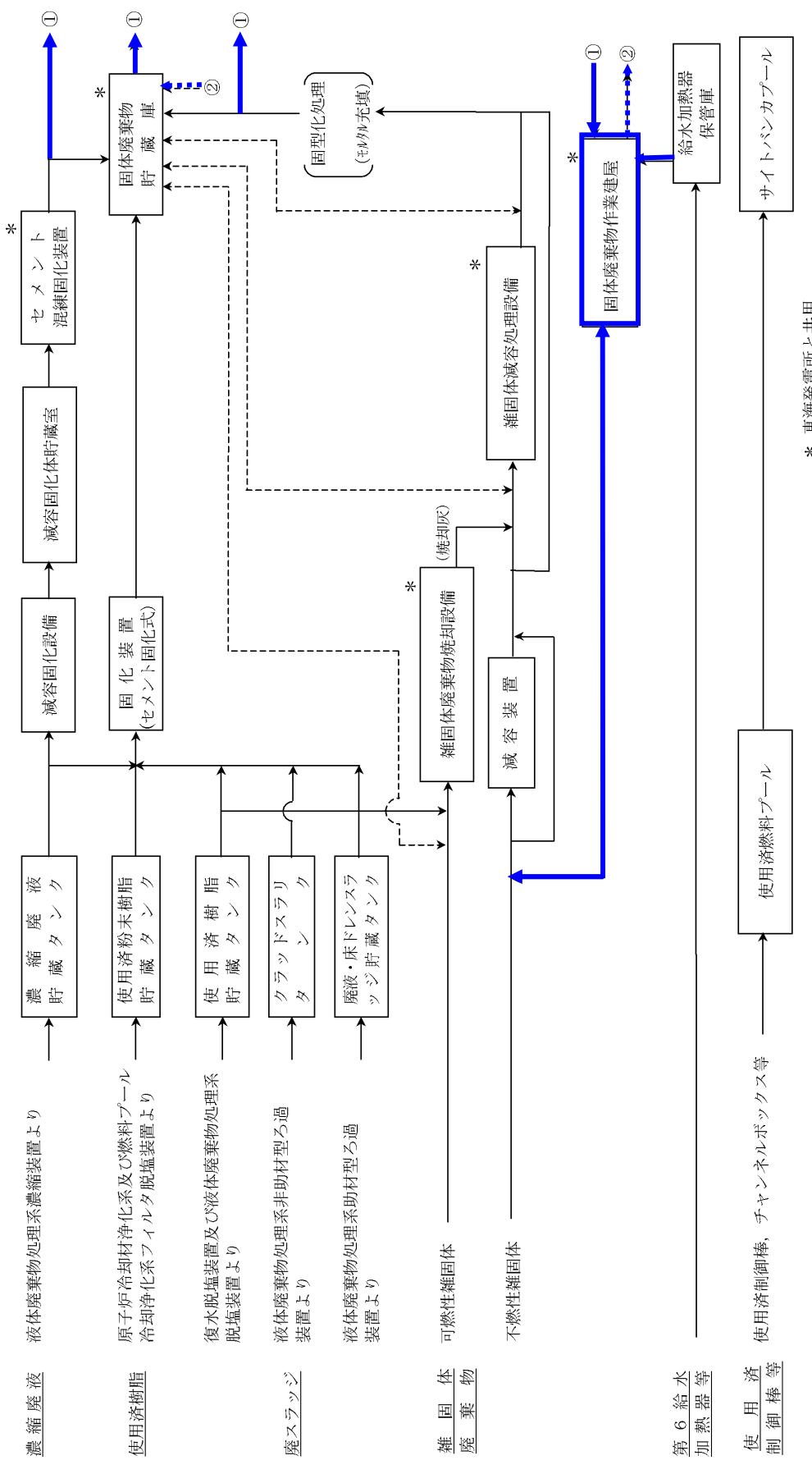
第2図 発電所一般配置図



第3図 固体廃棄物作業建屋平面図



第4図 固体廃棄物作業建屋断面図



第5図 固体廃棄物処理系統概要図